

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500500号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500178号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月から昭和49年12月まで

A社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録がないのはおかしい。一緒に働いていた同僚は記録があるそうなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る複数の同僚の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、同社が加入していたB健康保険組合(当時は、C健康保険組合)は、請求者に係る被保険者記録はないと回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある事業主二人は既に死亡し、同社は昭和62年7月31日に適用事業所ではなくなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年3月1日であり、同日より前に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、上記事業所別被保険者名簿においても同日に10人が一斉に資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記事業所別被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、請求者が一緒に働いていたとして氏名を記憶している複数の同僚は、自身の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、「昭和48年3月1日より前から同社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」と回答し、給与明細書等の資料を保管している者はいないことから、当該期間に係る保険料の控除を確認することができない。

また、前述のとおり、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月1日におけ

る被保険者数は10人であるところ、複数の同僚が常勤従業員数は20人位だったと陳述していることから、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない上、B健康保険組合から提出された同組合が独自に管理する事業所別被保険者名簿の記録とも記載内容が一致しており不自然な点はない。

なお、請求者の父に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、出生から昭和48年8月3日まで、請求者の父の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500441号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500207号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年8月1日から昭和60年11月1日まで

夫は請求期間において、A社に勤務していたが、標準報酬月額(9万8,000円)が、当時受け取っていた実際の給与の額と相違しているため、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る請求者の夫(以下、訂正請求記録の対象者という。)のA社におけるオンライン記録上の標準報酬月額(9万8,000円)が、実際に受け取っていた給与の額と相違していると主張している。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の資料等は残っておらず、請求期間に事業主であった者は死亡していると回答している上、請求期間当時に同社に勤務していた同僚6人に照会し、2人から回答が得られたが、いずれの同僚も給料支払明細書等は保管していないと回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された、訂正請求記録の対象者に係る昭和53年分及び昭和54年分の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料、健康保険料の年額と同額又はそれ以下の額であることが確認できる上、その他の期間については、源泉徴収票、給料支払明細書等がなく、請求者が提出した請

求期間の一部の月の家計簿からは、請求期間各月における厚生年金保険料の控除額を特定することができず、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が訂正請求記録の対象者の給料から控除されていたことを確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500583号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500209号

第1 結論

請求者のA銀行(現在は、B銀行)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年4月11日から同年4月21日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月11日から同年4月21日まで

厚生年金保険の記録では、A銀行における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和56年4月11日となっている。退職日に頂いた辞令では、同年4月20日に退職したことになっているので、被保険者資格の喪失日を同年4月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「辞令によると、昭和56年4月20日までA銀行に勤務していたので、同年4月11日となっている厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。」と主張しているところ、B銀行から提出された人事記録、請求者が所持する辞令及び雇用保険の記録から、請求者が昭和56年4月20日まで勤務していたことが確認できることから、請求者のA銀行における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を同年4月21日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500437号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500208号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年10月1日から平成3年3月31日まで
② 平成3年4月1日から平成13年3月31日まで

請求期間①について、私はC市のA社に大工として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は平成3年4月頃にA社から同じC市のB社に転職した。同社からの給与明細書で社会保険料が控除されていたことを記憶しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はC市の「A社」に勤務していたと主張している。

しかしながら、「A社」について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより調査したところ、C市内に当該名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、C地方法務局に照会したところ、同法務局は、C市内に「A社」という事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

さらに、D団体に対し、「A社」及び請求者が記憶している事業主の氏名について照会したところ、いずれも該当はない旨回答している。

これらのことから、請求期間①において請求者が勤務していたとする「A社」及び事業主を特定することができず、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

請求期間②について、B社の元取締役(死亡した事業主の妻)の陳述により、時期は特定できないものの、請求者が日々雇入れの大工として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元取締役は、賃金台帳等の書類は保管していないが、請求期間②当時に日々雇入っていた大工は厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨陳述している。

また、オンライン記録によると、B社は、請求期間②中の平成9年7月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、請求者は請求期間②当時の同僚を記憶しておらず、これらの者から厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。